

報告第23号

令和4年9月2日

北九州市議会議長 鷹木 研一郎 様

北九州市長 北橋 健治

令和3年度北九州市内部統制評価報告書について

地方自治法第150条第6項の規定に基づき、令和3年度北九州市内部統制評価報告書を、監査委員の意見を付けて、次のとおり報告します。

# 令和3年度北九州市内部統制評価報告書

北九州市長は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

## 1 内部統制の整備及び運用に関する事項

北九州市長は、北九州市の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、北九州市においては「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「北九州市内部統制基本方針」（令和2年4月1日）を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務の内部統制体制の整備及び運用を行っています。また、各行政委員会及び公営企業等における事務についても、市長部局と同様に内部統制の整備及び運用を行っています。

なお、内部統制は内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、または、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

## 2 評価手続

北九州市においては、令和3会計年度を評価対象期間とし、令和4年3月31日を評価基準日として、ガイドラインの「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、財務に関する事務の内部統制の評価を実施いたしました。

## 3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した限り、北九州市の財務に関する事務の内部統制は、評価基準日において整備上の重大な不備が是正されていることから、評価基準日において有効に整備及び評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。

## 4 重大な不備の是正に関する事項

道路占用料及び河川占用料の徴収事務において、複数の課で徴収誤りが発生する事案がありました。

誤徴収の原因は、令和3年4月1日施行の占用料徴収の根拠に関する条例及び規則の一部改正で占用料の算定方法が変更となりましたが、組織内における情報の伝達が不十分となり、占用面積等の端数処理を改正前の方法で算定したことによるものです。

情報の伝達における不備の是正として、発生原因を検証するための再発防止会議の開催、重要な情報を伝達するための伝達方法の強化、制度理解を促進するための研修の開催及び事務の確認体制の強化等の対策がとられていることを評価基準日において確認いたしました。引き続き適切な体制の整備及び運用に取り組み再発防止に努めてまいります。

令和4年6月20日 北九州市長 北橋 健治

令和3年度

北九州市内部統制評価報告書  
審 査 意 見 書

北九州市監査委員

北九行監一第73号  
令和4年8月19日

北九州市長 北 橋 健 治 様

北九州市監査委員	小 林 一 彦
同	廣 瀬 隆 明
同	森 本 由 美
同	渡 辺 均

令和3年度北九州市内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する報告書の審査を行ったので、別紙のとおり意見を提出する。

# 令和3年度北九州市内部統制評価報告書の審査意見

## 第1 審査の対象

「令和3年度北九州市内部統制評価報告書」

## 第2 審査の期間

令和4年5月16日から同年8月3日まで

## 第3 審査の着眼点

監査委員による令和3年度北九州市内部統制評価報告書の審査は、北九州市長が作成した内部統制評価報告書について、北九州市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査した。なお、この審査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

## 第4 審査の実施内容

令和3年度北九州市内部統制評価報告書について、北九州市長及び内部統制評価部局から報告を受け、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月総務省)の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に沿って、内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料を確認し、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、「北九州市監査基準」に準拠して審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

## 第5 審査の結果

- 1 令和3年度北九州市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。
- 2 引き続き適切な体制の整備及び運用に取り組み、内部統制の推進に努められたい。

## 第6 備考

重大な不備として、組織内における不十分な情報伝達による道路占用料及び河川占用料の徴収誤りがあった。再発防止策を講じており、評価基準日である令和4年3月31日において是正されていることを確認したが、昨年度も法令や制度に関する情報の伝達の不備が生じており、適切なりスク管理を図られたい。